

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-21)

施策名	目標4-9 東日本大震災への対応(特定復興拠点の整備)					
施策の概要	福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画)に基づいて、特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。					
達成すべき目標	帰還困難区域の復興・再生のため、福島復興再生特別措置法に基づき、市町村が定める帰還困難区域内に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	-	-	30,904	69,037
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-16,886	-
		合計(a+b+c)	-	-	14,018	-
執行額(百万円)	-	-	13,701	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 福島復興再生基本方針 総理施政方針演説「福島では、帰還困難区域において復興再生拠点の整備が動き出しました。2022年度を目指し、除染やインフラ整備を進めます。」(2018年1月・抜粋) 					

測定指標	区分	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		特定復興再生拠点区域における除染	平成30年3月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、これに基づき、自治体や関係省庁と連携しながら、順次、除染工事に着手している。	各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に定める通り	各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき除染を進める
特定復興再生拠点区域における廃棄物の処理	平成30年3月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、これに基づき、自治体や関係省庁と連携しながら、順次、家屋等の解体工事に着手している。	各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に定める通り	各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき廃棄物の処理を進める	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 平成30年3月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、これに基づき、自治体や関係省庁と連携しながら、順次、家屋等の解体・除染工事に着手(双葉町、大熊町については平成29年度中に着工。)するなど、着実に取組を進めているため。
	施策の分析	平成30年3月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、その後も順次計画が策定されており、引き続き、各自治体の計画に基づき、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域における家屋等の解体・除染とインフラ整備等とを一体的に進めることが重要。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、福島復興再生特別措置法に基づき、各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、自治体や関係省庁と連携しながら、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域における家屋等の解体・除染とインフラ整備等とを一体的に進めていく必要がある。そのため、次期についても現状の目標を維持する。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境再生事業担当 参事官室 特定廃棄物対策担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境再生事業担当参事官 特定廃棄物対策担当参事官	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	-----------------------------------	--------------------	-----------------------------	----------	---------